

# 岐阜県地震災害等 医療（助産）救護計画

平成20年3月

# 目 次

第 1 地震災害等医療（助産）救護計画策定の目的	1
第 2 医療救護計画策定の基本的な考え方	1
第 3 医療救護の対象者と実施期間	1
第 4 市町村の医療救護体制	1
1 医療救護施設の指定等	
2 搬送体制	
3 市町村応援体制	
4 県災害対策支部（保健所）支援体制	
5 医療情報収集・提供体制の整備	
第 5 広域の医療救護体制	5
1 医療救護施設の整備	
2 広域的応援体制	
3 重症患者の広域的な搬送	
4 国等に対する要請	
第 6 医薬品等の確保・供給対策	9
1 供給の要請	
2 輸送	
3 薬剤師の派遣	
第 7 準備体制	10
1 医療救護活動	
2 医薬品等の確保	
別紙様式 1	12
別紙様式 2	13
別紙様式 3	14
別紙様式 4	15
別紙	16

# 岐阜県地震災害等医療（助産）救護計画

## 第1 地震災害等医療（助産）救護計画策定の目的

予想される東海地震等の地震災害による数多くの負傷者等へ医療（助産）を提供するため、県及び市町村は、医療（助産）救護体制を確立する。

なお、この計画では特に断りのない限り、「医療救護」という場合は「医療（助産）救護」を指すものとする。

## 第2 医療救護計画策定の基本的な考え方

- 1 県は市町村と連携して医療救護体制を確立し、医療救護活動に万全を期すため、岐阜県地震災害等医療（助産）救護計画（以下「医療救護計画」という。）を策定するものとする。  
なお、この計画は医療を取り巻く環境の変化等を勘案して、暫定版とすることとし、必要に応じて、隨時見直すこととする。
- 2 市町村は、管内で発生した大規模な地震災害において、医療救護計画に基づき、医療救護に関するマニュアルを作成し、医療救護体制を確立するものとする。
- 3 医療救護計画は、県下各地での甚大な被害の発生が予想される地震災害に対応することを想定して策定するものとする。
- 4 医療救護計画の策定に当たっては、現行の救急医療体制、医薬品等供給体制の活用を図るとともに、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県歯科衛生士会、県歯科技工士会、医療機関及び県製薬協会、県医薬品卸協同組合、県赤十字血液センター等関係機関の全面的な協力を得るものとする。

## 第3 医療救護の対象者と実施期間

- 1 医療救護の対象者は、以下のとおりとする。

### (1) 災害により負傷した者

- 重症患者 … 手術等入院治療を必要とする者
- 中等症患者 … 入院は必要としないが、治療を必要とする者
- 軽症者 … 家庭救護等で対応できる程度の者

### (2) 日常的に医療を必要とする患者

緊急に処置を必要とする脳卒中患者や、人工透析等医療を中断することにより生命の維持が困難となる者

### (3) 災害時における異常な状況下にて、ストレス等による情緒不安定等の症状が認められる者

### (4) 災害発生前後7日間に分べんした者、あるいは分べんした者及び分べん予定日に当たり助産の必要な者

- 2 医療救護の実施期間は、発災後における応急処置がおおむね完了するまでの間とする。

## 第4 市町村の医療救護体制

### 1 医療救護施設の指定等

市町村は、被害想定に従い、救護所（又は救護所開設予定場所）、救護病院をあらかじめ指定するものとする。また、必要に応じて、仮設の被災負傷者収容施設を設置するものとする。指定した救護所及び救護病院については、別紙様式1により県に報告するものとする。

#### (1) 救護所

救護所は、傷病者の選別（トリアージ）\*1、中等症患者に対する処置及び重症患者に対する収容を伴わない初期救急医療に相当する応急処置等を行うものとし、医療救護班並びに歯科医療救護班により構成するものとする。

#### \*1 傷病者の選別（トリアージ）

災害や事故などで同時発生した大量の負傷者を治療する際・負傷者に治療の優先順位を設定する作業。死亡・重症・中等症・軽症を区分できるラベル（トリアジタグ）を、負傷者の手首などに巻き付ける。

選別の区分は下記による。

優先度	処置	色別	疾 病 状 況	診 断
1	最優先 (重症)	赤	生命、四肢の危機的状態で直ちに処置の必要なもの	気道閉塞又は呼吸困難、重傷熱傷、心傷害、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック等
2	待機的 (中等症)	黄	2~3時間処置を遅らせても悪化しない程度のもの	熟傷、多発又は大骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷等
3	保 留 (軽症)	緑	軽度外傷、通院加療が可能な程度のもの	小骨折外傷、気道の熱傷を含まない小熱傷（対表面積の10%以内）精神症状を呈するもの
4	死 亡	黒	生命兆候がないもの	死亡又は明らかに生存の可能性のないもの

#### 歯科的疾患者の選別（トリアージ）

優先度	処置	色別	疾 病 状 況	診 断
2	待機的	黄	著しい咀嚼困難で痛みの激しい者、出血の多い者	顎骨骨折、顎関節骨折、顎骨亀裂骨折、歯槽骨骨折、口腔内裂傷等
3	保 留	緑	咀嚼困難で痛みのある者、ない者、出血のある者	顎関節損傷、歯槽骨亀裂骨折、歯牙破折、歯牙打撲、歯牙脱臼、歯牙亜脱臼、歯牙破折、口腔内裂傷等

\* 診断項目に掲げる症状は例示である。

#### (ア) 設置及び組織

- 市町村長は、避難所として指定した学校等のうちから、当該管理者とあらかじめ協議して救護所（又は救護所開設予定場所）を指定し、県へ報告するものとする。
- 救護所の設置数は、被害想定に合わせて、各市町村において設置が可能な数とする。
- 救護所には、医師及び歯科医師が常駐するものとする。
- 救護所の管理者は、市町村が常駐する医療救護班の医師から選任し、市町村災害対策本部の指示により活動するものとする。

- e 救護所の医療体制は原則として、医療救護班及び歯科医療救護班で構成するものとする。
- f 市町村長は、救護所の医療救護班及び歯科医療救護班の配置について、地区医師会及び地区歯科医師会とあらかじめ協議して定めるものとする。

(イ) 担当業務

- a 重症患者、中等症患者の選別（トリアージ）
- b 重症患者の応急処置
- c 中等症患者に対する処置
- d 救護病院等への患者移送手配
- e 医療救護活動の記録
- f その他必要な事項

(ウ) 運営

- a 市町村は、地震における警戒宣言が発せられた場合又は警戒宣言が発せられることなく突然に発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう、常に設備の点検を行い、また、その設置についても迅速に行うものとする。
- b 医療救護班及び歯科医療救護班は、発災後直ちに所定の救護所に集合し、医療救護活動を開始するものとする。
- c 市町村は、救護所における医療救護体制は24時間体制とし、可能な限り予備の医療救護班及び歯科医療救護班を編成するよう配慮するものとする。
- d 救護所の管理者は、被災によりその機能に支障を生じたと認める場合、市町村災害対策本部に必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(エ) 施設及び設備

- a 救護所は、耐震性が確保されている診療所（有床診療所含む）及び学校校舎の一部又は運動場に設置するテント等とする。
- b 救護所の設備等は、おおむね次のとおりとする。
  - ①テントを設置する場合  
4方幕付テント
  - ②医療機器、医薬品等  
創傷セット、熱傷セット、骨折セット、蘇生セット、輸血セット、歯科診療セット
  - ③その他設備等  
組立式簡易ベッド、担架、発電機、病衣、雑備品
- c 救護所における炊き出し、給水等については、避難所にかかる措置とあわせて行うものとする。

(2) 救護病院

救護病院は、重症患者の処置及び収容を行うほか、中等症患者に対する処置をあわせて行うものとする。

(ア) 設置及び組織

- a 市町村長は、一般病床を有する既存病院で、医療救護活動が実施可能な病院のうちから当該病院管理者とあらかじめ協議して指定するものとする。
- b 組織は、既存病院の組織をもって充てるものとする。
- c 市町村長は、救護病院の医療スタッフについて管理者と協議して掌握するものとする。

(イ) 担当業務

- a 重症患者の処置及び収容並びに中等症患者の処置
- b 広域救護病院等への患者移送手配
- c 医療救護活動の記録
- d その他必要な事項

(ウ) 運営

- a 救護病院の管理者は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設及び整備の利用方法等医療救護活動に関する計画を作成するものとする。
- b 救護病院の管理者は、発災後直ちに院内診療状況を別紙様式2により市町村災害対策本部に報告するとともに、被災によりその機能に支障を生じたと認める場合には、必要な措置を講ずるよう市町村災害対策本部に要請するものとする。
- c 市町村災害対策本部は、救護病院の院内診療状況を、県災害対策支部（保健所）を経由して県災害対策本部に報告するものとする。
- d 救護病院は、24時間診療体制をとるものとする。

(エ) 施設及び設備

救護病院の施設及び設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用するものとする。なお、医薬品、炊き出し、給水等については、市町村長が当該病院の管理者と協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずるものとする。

(3) 仮設の被災負傷者収容施設

市町村は、救護病院の施設では重症患者等を収容しきれないとき、必要に応じて仮設の被災負傷者収容施設を設置するものとする。

仮設の被災負傷者収容施設の管理者は医師とし、市町村災害対策本部の指示により活動するものとする。

(4) 救護病院に指定しない医療機関との連携

市町村長は、救護病院として指定しない医療機関についても、状況に応じて医療救護活動に参加できるよう、あらかじめ地区医師会、地区歯科医師会、病院、診療所の管理者等と十分に連携を図るものとする。

## 2 搬送体制

市町村は、地域の実情にあわせて搬送区分に応じた搬送体制を整備するものとする。

(1) 搬送区分

搬送区分として、次の場合を考慮するものとする。

- (ア) 市町村内で、被災場所から救護所、救護病院等へ搬送する場合
- (イ) 市町村内の重症患者を救護所から救護病院等へ搬送する場合
- (ウ) 市町村内の重症患者を他市町村の救護病院等又は広域救護病院へ搬送する場合

(2) 搬送方法

搬送方法は、被害想定に応じて次の方法を考慮するものとする。

- (ア) 人力による方法
- (イ) 車両による方法
- (ウ) ヘリコプターによる方法

(3) 搬送の実施

災害時の患者搬送を円滑に行うため、市町村は必要な車両、搬送要員、器材等の確保に努

め、実施に当たっては自主防災組織又は市町村の消防機関が行う救急業務を含め、弾力的に対応するものとする。

### 3 市町村応援体制

他の市町村災害対策本部又は県災害対策支部は、被災した市町村の被害が拡大し、被害状況に対応できる医療救護体制がとることができない場合に、被災した市町村の要請に基づき医療救護活動の支援を行うこととする。

#### (1) 支援体制

##### (ア) 派遣要請

市町村は、被害状況に対応できる医療救護体制がとることができない場合に、他の市町村災害対策本部又は県災害対策支部に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣要請するものとする。

##### (イ) 医療救護班の派遣

要請を受けた市町村は管内に有する医療救護班及び歯科医療救護班を派遣する。また派遣する場合の車両の調達は派遣する市町村が行うものとする。

##### (ウ) 医療救護班派遣調整

県災害対策支部は、管内の市町村で医療救護班及び歯科医療救護班を派遣できる市町村と連携し、管内での医療救護班の派遣要請を行うものとする。

##### (エ) 広域医療救護体制への派遣要請

県災害対策支部は管内の市町村だけでは対応が困難であると判断された場合は、広域医療救護体制を持つ県災害対策本部に派遣要請を行うものとする。

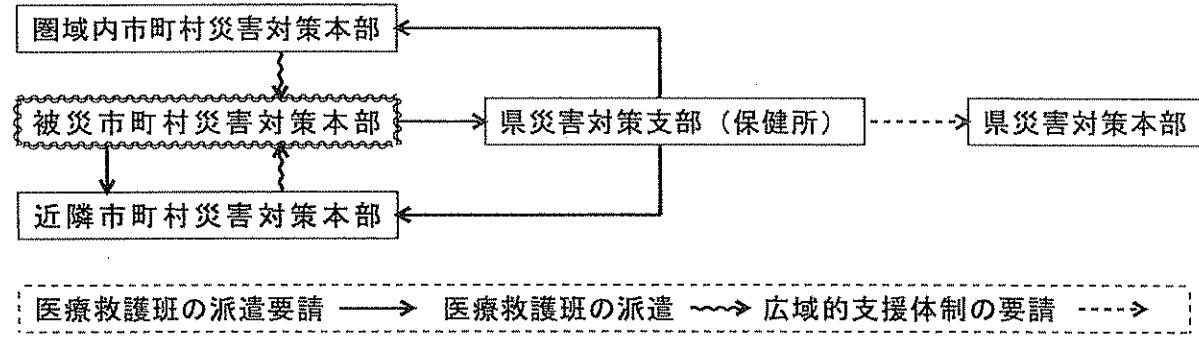
#### (2) 支援体制の整備

発生した地震による被害が出ていない市町村は、派遣要請があれば災害地域への医療救護の支援を行うための体制を整えるものとする。

### 4 県災害対策支部（保健所）支援体制

県災害対策支部（保健所）は当該圏域での災害の規模に応じて、圏域内で完結できるよう発生した地震による被害が出ていない市町村に対して、派遣要請を行う。また被害が広域化し、圏域内で対応できない場合は県災害対策本部との連携を行い、広域的な支援体制を検討するものとする。

#### 〈圏域内市町村支援体制〉



## 5 医療情報収集・提供体制の整備

市町村は、救護所の情報収集体制及び情報提供体制を整備するものとする。また、地域の医療機関の被災状況や診療状況についても情報収集に努め、速やかに県や住民等に情報提供するものとする。

## 第5 広域医療救護体制

県は、市町村では対応できない事態を想定し、医療救護活動の円滑な遂行を図るため、広域の医療救護体制を確立するものとする。

### 1 医療救護施設の整備

#### (1) 広域災害・救急医療情報システムによる広域の医療救護体制

##### (ア) 広域災害・救急医療情報システム端末設置医療機関

広域災害・救急医療情報システム端末設置医療機関は別表のとおり（37病院）

##### (イ) 業務

a 広域災害・救急医療情報システム端末設置医療機関は、災害発生時に支援情報又は要請情報をシステムに入力するものとする。

b 支援が可能な医療機関は、要請に応じて重症等患者の受入態勢をシステムに入力するものとする。

#### (2) 災害拠点病院

##### (ア) 災害拠点病院の指定

知事が施設、設備の状況や傷病者等の対応能力を考慮し、各圏域ごとに次のとおり指定するものとする。

区分	医療機関名	圏域	所在地
基幹災害医療センター	県総合医療センター	一	岐阜市
地域災害医療センター	岐阜赤十字病院	岐阜	岐阜市
	大垣市民病院	西濃	大垣市
	木沢記念病院	中濃	美濃加茂市
	中津川市民病院	東濃	中津川市
	高山赤十字病院	飛騨	高山市

##### (イ) 施設及び設備

当該病院の施設設備をもって充てるものとする。

##### (ウ) 業務

- a 重症患者の処置及び収容
- b 救護所、救護病院での処置が困難な重症患者の処置及び収容
- c 医療救護班の派遣
- d その他必要な事項

##### (エ) 医療スタッフ

当該病院の職員により対応するものとする。

##### (オ) 医療救護活動の調整等

- a 県災害対策本部は、災害拠点病院における収容者数の調整等、広域的な判断を必要とする事項について、当該病院の管理者に対して指示を行うものとする。
- b 災害拠点病院の管理者は、発災後直ちに院内診療状況を別紙様式2により県災害対策本部に報告するとともに、被災により機能に支障を生じた場合には、その旨を報告し、必要な措置を要請するものとする。

(3) 救命救急センター

(ア) 救命救急センターの指定

知事が施設、設備の状況や傷病者等の対応能力を考慮し、各圏域ごとに次のとおり指定するものとする。

区分	医療機関名	圏域	所在地
救命救急センター	県総合医療センター 岐阜大学医学部附属病院 大垣市民病院 中濃厚生病院 県立多治見病院 高山赤十字病院	岐阜 岐阜 西濃 中濃 東濃 飛驒	岐阜市 岐阜市 大垣市 関市 多治見 高山市

(イ) 施設及び設備

当該病院の施設設備をもって充てるものとする。

(ウ) 業務

- a 重症患者の処置及び収容
- b 救護病院等での処置が困難な重症患者の処置及び収容
- c その他必要な事項

(エ) 医療スタッフ

当該病院の職員により対応するものとする。

## 2 広域的応援体制

県は、広域的にD M A T、医療救護班の派遣を行い、市町村の医療救護活動を支援するものとする。

(1) D M A T、医療救護班の設置

D M A T、医療救護班は、県立病院、公的病院等及び関係機関によって次により設置するものとする。

(ア) D M A T、医療救護班の編成

D M A T、医療救護班の編成基準は、原則として次のとおりとする。

また、構成員の増減については、災害の規模等に応じて考慮するものとする。

(D M A T・医療救護班設置病院一覧)

医療圏	病院名	病床数	DMAT		医療救護班の編成状況				
			班数	うち DM AT	医師	看護師	薬剤師	事務職員	その他
岐阜	岐阜県総合医療センター	555	5	1	5	10	5	5	
	岐阜赤十字病院	310	3		3	9	3	3	3
	岐阜市民病院	609	2		2	4	2	2	
	村上記念病院	358	4		4	8	4	4	
	岐阜大学医学部附属病院	606	7	2	12	13	5	7	
	羽島市民病院	329	1		1	2	1	1	
	松波総合病院	436	4		4	8	4	4	

		小計	26	3	31	54	24	26	0
西濃	大垣市民病院	888	6	1	7	1	5	6	
	名和病院	106	1		1	2	1	1	2
	西美濃厚生病院	315	3		3	6	3	3	
	博愛会病院	199	2		2	4	2		2
	国保関ヶ原病院	175	2		2	4	2	2	
	大垣中央病院	70	1		1	2	1	1	2
	海津市医師会病院	136	1		1	2	1	1	
	揖斐厚生病院	281	3		3	6		3	
小計		19	1	20	271	15	17	6	
中濃	美濃市立美濃病院	122	1		1		2	1	
	郡上市民病院	137	1		1	2	1	1	1
	木沢記念病院	452	5	1	5	10	3	5	2
	岐阜社会保険病院	250	3		3	6	3	3	
	桃井病院	54	1		1	2	1	1	1
小計		10	1	10	202	8	10	3	
東濃	県立多治見病院	681	1	1	2			1	
	東濃厚生病院	270	1		1	2	1	1	
	中津川市民病院	300	1	1	1	3	1		
小計		3	2	4	7	2	2	0	
飛騨	県立下呂温泉病院	325	1		1	2		1	
	高山赤十字病院	540	5		5	15	5	5	5
	久美愛病院	317	2		2	4	2	2	
	飛騨市民病院	99	1		1	2	1	1	
小計		9	0	9	23	8	9	0	
県全体									
合計		67	7	74	131	57	64	9	

※ 医療救護班 1 班あたり職種別人数は、各病院毎に異なっており、各職種人数を院内の編成班数で割った数となることに注意。

#### ※ 岐阜県医師会医療救護班編成表

班 数	班構成(人)			
	医 師	看護師	連絡調整員	計
必要な都度要請	2	2	1	5

#### ※ 岐阜県歯科医師会医療救護班編成表

班 数	班構成(人)			
	医 師	歯科衛生士	その他	計
必要な都度要請	2	2	1	5

(イ) 医療救護班編成への協力

県薬剤師会、県看護協会、県歯科衛生士会及び県歯科技工士会は、医療救護班の編成において、薬剤師、看護師、歯科衛生士及び歯科技工士の派遣について協力するものとする。

(2) D M A T、医療救護班の派遣（待機）要請と編成報告

(ア) D M A T、医療救護班を編成する医療機関は、その編成内容を様式別紙3により県災害対策本部（健康福祉部医療整備班）へ報告するものとする。

(イ) 県医師会・県歯科医師会への医療救護班及び歯科医療救護班の派遣（待機）要請は様式別紙4により行うものとする。

(3) 医療救護班の出動

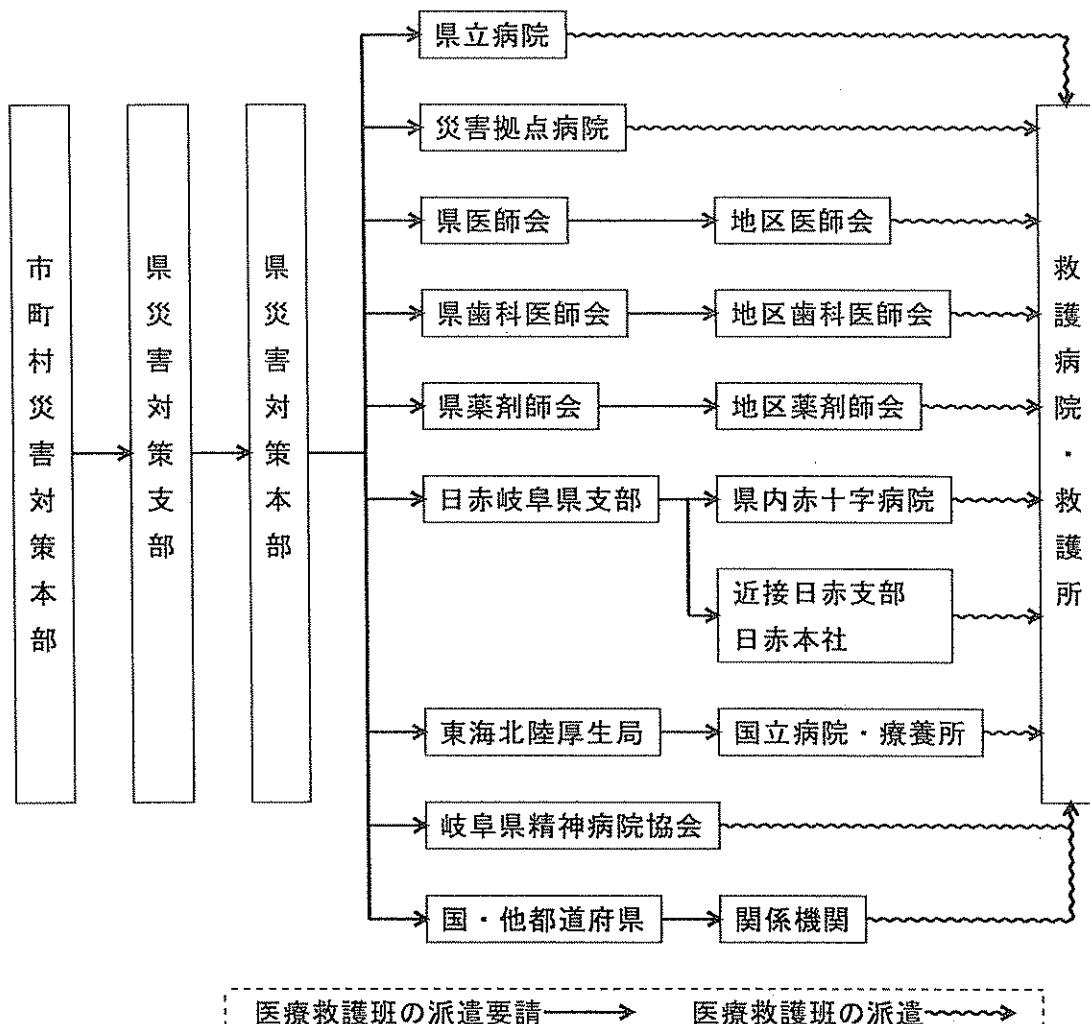
(ア) D M A T、医療救護班は、県災害対策本部長の指示に基づき出動するものとする。ただし、県との連絡が取れない状況下で出動すべきと認めたときは、自ら出動するものとする。

(イ) 県災害対策本部長は、災害の程度に応じ、隨時出動の指示をするものとする。

(4) 医療救護班等の派遣に係る連絡方法

D M A T、医療救護班等の派遣に係る連絡方法は、次の経路とし、正確かつ迅速に行うものとする。

＜広域的応援体制医療救護班派遣体制＞



## (5) D M A T、医療救護班の移送の実施

- (ア) 県立病院で組織するD M A T、医療救護班については、各病院で車両を確保するものとする。なお、各病院で確保できない場合は、県、市町村で確保した車両で移送するものとする。
- (イ) 岐阜県医師会医療救護班及び岐阜県歯科医師会歯科医療救護班の移送については、県が必要な措置をとるものとする。なお、県で確保する余裕がない場合は、市町村又は医療救護班で確保した車両で移送するものとする。
- (ウ) 緊急通行車両の確認手続き及び輸送手段の確保については、県地域防災計画地震対策編 第3章第2項第5節の緊急輸送対策に基づいて実施するものとする。

## (6) D M A T、医療救護班の活動

D M A T、医療救護班は、派遣先の医療救護施設で次の活動を行うものとする。

- (ア) 傷病者の選別（トリアージ）
- (イ) 傷病者の応急処置及び必要な医療
- (ウ) 助産
- (エ) 収容医療機関への患者転送の要否及び順位決定
- (オ) 死亡の確認

## (7) 救護病院及び救護所の医療救護活動の把握

県災害対策本部は、的確な医療救護活動を行うため、市町村の救護病院及び救護所の状況を市町村災害対策本部からの連絡により把握するものとする。

## 3 重症患者の広域的な搬送

県が行う重症患者の広域的な搬送は次によるものとする。

### (1) 搬送患者の選定

搬送患者の選定は、負傷の程度等患者の状態及び処置能力を勘案して、当該救護施設の管理者及びD M A T、医療救護班の医師が行うものとする。

### (2) 搬送の実施

- (ア) 重症患者の広域的な搬送は、地元消防機関の協力を得て実施するものとする。また、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、市町村、D M A T、医療救護班で確保した車両で搬送するものとする。
- (イ) 道路の損壊等の場合、又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊等のヘリコプターにより実施するものとする。

## 4 国等に対する要請

県は、被害が想定以上の規模となった場合や救護施設自体に被害を生じた場合など、不測の事態の発生により県内の医療体制では対応できないと判断した場合には、国、他都道府県に対し、医療従事者の派遣等について要請するものとする。

## 第6 医薬品等の確保・供給対策

県は、市町村独自では対応できない事態を想定し、医薬品等（医薬品、医療用具、衛生材料及び輸血用血液）の円滑な供給を図るため、関係機関と連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品等の確保体制を確立するものとする。

## 1 供給の要請

### (1) 救護所・救護病院

救護所及び救護病院において、医薬品等が不足すると思われる場合は、速やかに市町村災害対策本部に対し調達を要請するものとする。

### (2) 市町村災害対策本部

市町村災害対策本部は、救護所及び救護病院において使用する医薬品等の調達の要請を受けたときは、次により対応するものとする。

#### (ア) 医薬品等（輸血用血液を除く）

管内の製造業者、卸売業者等と連絡を取り、医薬品等を調達することを原則とするが、

市町村において確保できない場合は、県災害対策支部を経由し県災害対策本部に調達を要請するものとする。

#### (イ) 輸血用血液

県災害対策支部を経由して県災害対策本部に調達を要請するものとする。

### (3) 県災害対策本部

市町村災害対策本部から医薬品等の調達の要請を受けた場合は、次により対応するものとする。

#### (ア) 医薬品等（輸血用血液を除く）

a 県内の製薬協会、医薬品卸協同組合、医療用具・衛生材料取扱業者及び日本産業・医療ガス協会に対し調達を要請するものとする。また、状況に応じ県立病院等が所有している医薬品等を活用するものとする。

b 県内で調達ができない場合は、国、近隣県に対し、調達を要請するものとする。

#### (イ) 輸血用血液

a 岐阜県赤十字血液センターに調達を要請するものとする。

b 岐阜県赤十字血液センターと調整して、被害の軽微な地域に採血車を出動させ、献血を行うものとする。

## 2 輸送

市町村災害対策本部は、救護所及び救護病院への輸送方法等を確保するものとするが、輸送方法等が確保できない場合は、県災害対策支部を経由して県災害対策本部に輸送手段の確保を要請するものとする（県地域防災計画地震対策編第3章第2項第5節による緊急輸送対策に基づいて実施）。

## 3 薬剤師の派遣

### (1) 市町村災害対策本部

救護所等での調剤、服薬指導及び医薬品等の保管管理等を行う薬剤師が必要となり、管内において薬剤師が確保できない場合は、県災害対策支部を経由して県災害対策本部に薬剤師の派遣を要請するものとする。

### (2) 県災害対策本部

市町村災害対策本部から薬剤師の派遣要請を受けた場合は、県立病院に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。また、状況に応じ、県薬剤師会に対し、ボランティア薬剤師の派遣を要請するものとする。

## 第7 準備体制

東海地震注意情報が発令された場合、関係機関はそれぞれ次の準備体制に入ることとする。

### 1 医療救護活動

- (1) 市町村警戒本部（強化地域：中津川市）及び市町村災害対策本部（中津川市以外）市町村警戒本部及び市町村災害対策本部は、次の事前対策を講ずるものとする。
- (ア) 発災直後、速やかに医療救護活動ができるよう、救護病院に指定する医療機関に対し、収容準備体制の確立を要請する。
- (イ) 救護所として指定する施設及び救護病院について住民へ周知する。
- (ウ) 医療ボランティア等の受け入れ体制を確立する。
- (2) 県地震災害警戒支部（以下「県警戒支部」という。）  
県災害警戒支部は、市町村の救護病院及び救護所の設置状況を確認するものとする。
- (3) 県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）  
県警戒本部は、次の事前対策を講ずるものとする。
- (ア) 発災後即時にD M A T、医療救護班を派遣する体制を整えるため、災害拠点病院及び県立病院、D M A T設置病院に対し、D M A T、医療救護班の編成及び待機を指示する。
- (イ) 広域災害・救急医療情報システムを利用し、メール又はファクスにより医療機関に警戒宣言発令の周知徹底を行い、各医療機関における収容体制の準備を要請する。
- (4) 災害拠点病院及び県立病院、D M A T設置病院  
災害拠点病院及び県立病院、D M A T設置病院は、次の事前対策を講ずるものとする。
- (ア) 県警戒本部からの医療救護班についての要請を受け、編成基準に定められたD M A T、医療救護班を設置し、派遣準備体制をとる。
- (イ) D M A T、医療救護班を設置した場合は県災害対策本部に報告する。

### 2 医薬品等の確保

#### (1) 市町村災害対策本部及び市町村警戒本部

市町村災害対策本部等は、医療救護活動に必要な医薬品等（血液を除く）の円滑な確保を図るために、管内の製造業者、卸売業者等に対し、在庫量調査及び供給準備体制をとるよう要請するものとする。

#### (2) 県警戒本部

県警戒本部は、次の事前対策を講ずるものとする。

##### (ア) 医薬品等（輸血用血液を除く）

医療救護活動に必要な医薬品等の供給を図るために、県内の製薬協会、医薬品卸協同組合、医療用具・衛生材料取扱業者及び日本産業・医療ガス協会に対し、医薬品等の在庫量調査及び供給準備体制をとるよう要請する。

##### (イ) 輸血用血液

岐阜県赤十字血液センターに対し、輸血用血液緊急輸送体制の準備を要請する。

##### (ウ) 県薬剤師会に対し、会員等への連絡体制をとるよう要請する。

第 号  
平成 年 月 日

岐阜県知事 様

市町村長

## 救護所及び救護病院の設置について

岐阜県地震災害等医療（助産）救護計画に基づき、救護所及び救護病院の設置に関して、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 救護所設置（設置可能数 ケ所）

1	住 所	
	利 用 施 設	施設名（ ）・テント使用
	ヘリコプター	着陸可・近くに着陸可（ ）・着陸不可
2	住 所	
	利 用 施 設	施設名（ ）・テント使用
	ヘリコプター	着陸可・近くに着陸可（ ）・着陸不可
3	住 所	
	利 用 施 設	施設名（ ）・テント使用
	ヘリコプター	着陸可・近くに着陸可（ ）・着陸不可
4	住 所	
	利 用 施 設	施設名（ ）・テント使用
	ヘリコプター	着陸可・近くに着陸可（ ）・着陸不可
5	住 所	
	利 用 施 設	施設名（ ）・テント使用
	ヘリコプター	着陸可・近くに着陸可（ ）・着陸不可

## 2 指定救護病院（指定救護病院数 ケ所）

1	住 所	
	利 用 施 設	施設名（ ）・テント使用
	ヘリコプター	着陸可・近くに着陸可（ ）・着陸不可
2	住 所	
	利 用 施 設	施設名（ ）・テント使用
	ヘリコプター	着陸可・近くに着陸可（ ）・着陸不可
3	住 所	
	利 用 施 設	施設名（ ）・テント使用
	ヘリコプター	着陸可・近くに着陸可（ ）・着陸不可

## 別紙様式 2

第 年 第 発信時刻 号 日 報 分  
 平成 月 時 )

岐阜県災害対策本部長 様

救護病院名  
(災害拠点病院名)

(担当者名)

## 医療機関院内診療状況報告書

## 1 被災状況

被 災 状 況	診療実施の可否等
《建物等》	
《機器等》	
《ライフライン等》	

## 2 要請・支援情報

要 請	患者転送要請	要(人数等)	不 要
	医療スタッフ派遣要請	要(人数等)	不 要
	医薬品要請	要(品目等)	不 要
支 援	患者の受け入れ	可(人数等)	不 可
	医療スタッフの派遣	可(人数等)	不 可
	医薬品の支援	可(品目等)	不 可

## 3 その他特記事項

第 号  
平成 年 月 日

岐阜県災害対策本部長 様

(医療救護班設置医療機関名)

D M A T、医療救護班設置報告書

医療救護班の設置について、次のとおり報告する。

班 名	第 1 班	第 2 班	第 3 班
医 師 診療科			
氏名			
看護師 氏名			
看護師 氏名			
事務職員 氏名			
その他職員 職種			
氏名			
計	名	名	名
装備品名 医療器具名			
搬送手段 (車両ナンバー) 運転手氏名			
連絡方法			
携帯電話番号等			
その他			

## 別紙様式4

救護第 号  
 平成 年 月 日  
 発信時刻 時 分

(社) 岐阜県医師会長  
 (社) 岐阜県歯科医師会長

様

岐阜県災害対策本部長

## 災害時の D M A T 、 医療救護班の派遣待機・派遣要請書

このことについて、下記のとおり医療救護班の派遣待機・派遣を要請します。

## 記

災害発生日	平成 年 月 日 時 分
被災箇所	
被災状況の概要	
派遣先	
派遣要請する医療救護班数	
派遣期間	
派遣方法・手段	月 日 から 日間
その他	

(別表)

## 広域災害・救急医療情報システム端末設置医療機関一覧

圏域	名 称	電 話	住 所
岐阜	岐阜大学医学部附属病院	058-265-1241	岐阜市柳戸1-1
	県総合医療センター	058-246-1111	岐阜市野一色4-6-1
	岐阜市民病院	058-251-1101	岐阜市鹿島町7-1
	岐阜赤十字病院	058-231-2266	岐阜市岩倉町3-36
	村上記念病院	058-253-8001	岐阜市橋本町3-23
	東海中央病院	058-382-3101	各務原市蘇原東島町4-6-2
	岐北厚生病院	0581-22-1811	山県市高富1187-3
	羽島市民病院	058-393-0111	羽島市新生町3-246
	松波総合病院	058-388-0111	羽島郡笠松町田代185-1
西濃	大垣市民病院	0584-81-3341	大垣市南頬町4-86
	渡辺内科病院	0584-78-2266	大垣市御殿町2-21
	西美濃厚生病院	0584-32-1161	養老郡養老町押越986
	博愛会病院	0584-23-1251	不破郡垂井町府中1928-3
	関ヶ原病院	0584-43-1122	不破郡関ヶ原町関ヶ原2490-29
	大垣中央病院	0584-73-0377	大垣市見取町4-2
	海津市医師会病院	0584-53-7111	海津市海津町福江656-16
	揖斐総合病院	0585-21-1111	揖斐郡揖斐川町三輪2547-4
	中濃病院	0575-22-2211	関市若草通5-1
中濃	美濃病院	0575-33-1221	美濃市中央4-3
	郡上市民病院	0575-67-1611	郡上市八幡町島谷1264
	鷲見病院	0575-82-3151	郡上市白鳥町白鳥2-1
	木沢記念病院	0574-25-2181	美濃加茂市古井町下古井590
	岐阜社会保険病院	0574-25-3113	可児市土田1221-5
	白川病院	05747-2-2222	加茂郡白川町坂ノ東5770
	桃井病院	0574-67-2108	可児郡御嵩町中2163
	県立多治見病院	0572-22-5311	多治見市前畠町5-161
	東濃厚生病院	0572-68-4111	瑞浪市土岐町86
東濃	土岐市立総合病院	0572-55-2111	土岐市土岐津町土岐口703-24
	国保坂下病院	0573-75-3118	中津川市坂下722-1
	国保上矢作病院	0573-47-2211	恵那市上矢作町3111-2
	中津川市民病院	0573-66-1251	中津川市駒場1522-1
	県立下呂温泉病院	0576-25-2820	下呂市幸田1162
	下呂市立金山病院	0576-32-2121	下呂市金山町金山2594
飛騨	高山赤十字病院	0577-32-1111	高山市天満町3-11
	久美愛病院	0577-32-1115	高山市大新町5-68
	国保飛騨市民病院	0578-2-1150	飛騨市神岡町東町725